

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和2年12月23日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
厚生年金保険関係	4件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000002 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000048 号

第 1 結論

訂正請求記録の対象者の A 社 B 支店 C 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 39 年 7 月 1 日から同年 6 月 22 日に訂正し、同年 6 月の標準報酬月額を 2 万円とすることが必要である。

昭和 39 年 6 月については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和 39 年 6 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (妻)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 39 年 6 月 22 日から同年 7 月 1 日まで

夫が死亡したので、年金事務所で遺族年金の申請手続の際に記録の確認をしたところ、A 社に係る厚生年金保険の被保険者期間に一部もれがあった。

夫は、昭和 38 年 9 月から勤務し、その後は 1 日の空白もなく勤務し、平成 12 年 4 月に退職したと記憶している。

請求期間を、厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

訂正請求記録の対象者に係る D 社 (A 社から商号変更) の回答及び同僚の陳述により、訂正請求記録の対象者は、請求期間において A 社 B 支店から同社同支店 C 事業所に継続して勤務していたことがうかがえ、同社同支店 C 事業所において昭和 39 年 6 月の厚生年金保険料を給与から控除されていたものと推認できる。

また、訂正請求記録の対象者の A 社 B 支店から同社同支店 C 事業所への異動日については、D 社の回答等から昭和 39 年 6 月 22 日とすることが妥当である。

なお、昭和 39 年 6 月の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載から 2 万円とすることが妥当である。

また、昭和 39 年 6 月については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者の昭和 39 年 6 月に係る厚生年金保険料を納付する義

務を履行したか否かについては、D社の事業主は、請求期間について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答している。しかし、請求期間については、事業主が資格取得年月日を昭和 39 年 6 月 22 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 7 月 1 日と誤って記録したとは考え難く、かつ、その推測を覆す事実は認められないことから、事業主は同年 7 月 1 日を資格取得年月日とした厚生年金保険被保険者資格取得届を提出したものと思料される。その結果、社会保険事務所は訂正請求記録の対象者の同年 6 月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000043 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000049 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 22 年 8 月の標準賞与額を 25 万円に訂正することが必要である。
平成 22 年 8 月の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 8 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 62 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 8 月頃

A 社に勤務していた時、賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、請求期間の賞与の記録がない。調査の上、賞与の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が提出した請求者の請求期間に係る源泉徴収簿及び請求期間当時同社に勤務していた同僚が提出したパソコンに保管していた給与明細一覧によると、請求者は、平成 22 年 8 月 5 日に同社から 25 万円の賞与を支給され、それに見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認されることから、平成 22 年 8 月の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 22 年 8 月 5 日支払賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 22 年 8 月 5 日支払賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2000116号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2000050号

第1 結論

請求者のA社における平成22年8月の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。平成22年8月の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年8月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年8月頃

A社に勤務していた当時の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが賞与の記録がない。調査の上、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が提出した請求者の請求期間に係る源泉徴収簿及び請求者が提出したパソコンに保管していた給与明細一覧によると、請求者は、平成22年8月5日に同社から25万円の賞与を支給され、それに見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認されることから、平成22年8月の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年8月5日支払賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成22年8月5日支払賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000086 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000051 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 18 年 12 月の標準賞与額 30 万円及び平成 20 年 8 月の標準賞与額 25 万円については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 18 年 12 月及び平成 20 年 8 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 22 日
② 平成 20 年 8 月 5 日

日本年金機構から同僚リストが送られてきたことで、当時賞与を支払った従業員全員分の賞与の記録がもれていることが発覚したので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A社が提出した請求期間①及び②の賞与明細書とする給料支払明細書（控）及び日本年金機構が提出した請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）により、請求者は、平成 18 年 12 月 22 日及び平成 20 年 8 月 5 日にA社から賞与を支給され、平成 18 年 12 月は 30 万円及び平成 20 年 8 月は 25 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できることから、平成 18 年 12 月及び平成 20 年 8 月の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し、請求者に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、請求者に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に基づく請求者に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。